

(写)

## 特別職の報酬等の額について

( 答 申 )

令和 7 年 12 月 26 日

羽村市特別職報酬等審議会

特別職の報酬等の額について（答申）

令和7年10月1日付け、羽総職発第8717号をもって貴職から諮問された  
標記の件について、慎重に審議を行った結果、諮問項目について結論を得たので、  
別紙のとおり答申します。

令和7年12月26日

羽村市長 橋本 弘山 様

羽村市特別職報酬等審議会

会長 関谷 達夫

職務代理 西川 美佐保

委員 葛尾 豊

志田 保夫

下野 剛

白鳥 英徳

戸澤 典子

羽村 紀代子

持田 敏男

渡辺 祐治

（五十音順）

## 1 はじめに

本審議会は、羽村市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第35号）第2条の規定に基づき、令和7年10月1日に羽村市長から、市長、副市長及び教育長の給料の額、議会の議員の議員報酬の額、期末手当の支給月数及び政務活動費の額について諮詢を受けた。

前回の答申から一定期間が経過したことから、現行の報酬の額等が適正かどうか検討するよう諮詢されたものであり、多角的かつ、公平で中立的な立場から活発に議論し、審議を行った。

## 2 審議経過

本審議会は、諮詢された事項について、これまで4回にわたり審議を行った。

諮詢事項を検討するにあたっては、現下の社会経済情勢を踏まえ、本市の財政状況、多摩地域26市における報酬等の比較及び近年の改定状況、特別職としての職責や活動状況、加えて一般職職員の給与改定状況等を総合的に勘案し、適正な報酬等の水準を判断することとした。

審議にあたっては、諮詢内容を①市長、副市長及び教育長並びに議員（以下、「特別職」という。）の給料及び報酬の額、②期末手当の支給月数、③政務活動費の額の3つに区分し、審議を行った。

### （1）特別職の給料及び報酬の額について

#### ① 市長、副市長及び教育長の給料の額について

内閣府が令和7年11月に公表した月例経済報告では、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」としている。また、財務省関東財務局東京財務事務所が令和7年11月に公表した東京都の経済情勢報告によると、「都内経済は、一部に弱い動きがみられるものの、回復しつつある。」としている。

本市の財政運営に目を向けると、市税等の歳入が減少している一方で、福祉や子育てに係る費用等の歳出は増加している。当初予算編成時における財政調整基金の繰入額は、令和5年度は8億9,918万円、令和6年度は9億8,475万円、令和7年度は11億7,509万円と近年増加しており、リーマンショックによる税収減のあった平成21年度や法人税制改正による税収減のあった平成28年度を上回る額となっている。このため、令和7年9月時点の財政調整基金残高は過去20年の平均水準をかろうじて維持している状況である。

また、財政の弾力性を示す「経常収支比率」は令和6年度決算において94.5%であり、100%を下回っているものの、多摩地域26市の平均である92.5%を上回るなど、厳しい財政状況が続いている。

このような状況の中、市長は行政の最高責任者として、昼夜、休日を問わず行政運

當に取り組んでいる。また、副市長は、市長を補佐し行政実務を統括する重要な職責を、教育長は、教育委員会の代表者として会務を総理する職責をそれぞれ果たしている。

市長、副市長及び教育長の給料の額は、いずれも平成 7 年から改定されていない。

また、多摩地域 26 市と比較すると、本市の市長及び副市長の額はいずれも 26 市中 24 位、教育長の額は 23 位となっている。加えて、厳しい財政状況を鑑み、市長は、平成 30 年 7 月から現在まで、副市長及び教育長は、平成 30 年 7 月から令和 7 年 3 月まで自主的な給与減額措置を講じている。

本審議会の議論においては、労働者の自然な考え方として、ここまで長期間給料が変わらないというのは、基本的にあり得ないという意見、物価高騰で市民生活が厳しい状況の中、特別職の給料を上げるのは難しいという意見、市が公共施設の整理統合を進めようとしている中、市民の多くが市の財政状況は厳しいと認識しており、市民感情を考慮すると据置きが妥当であるという意見、近隣市と比較しても羽村市の状況は高くも低くもなく、近隣市も市長等の給料を長期間改定していない状況であり、据置きが妥当であるなどの意見があった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、市長、副市長及び教育長の給料月額については、据置きとすることが適当であるとの意見集約に至った。

## ② 議会の議員の議員報酬の額について

地方自治体には自主・自立・自己決定・自己責任による行政運営が求められており、市政の両輪の一つである市議会の果たす役割と責任は、ますます重要になっている。

本市議会議員の報酬の額を多摩地域 26 市の議員の報酬の額と比較すると、議長の報酬の額は 22 位、副議長は 25 位、常任委員長は規定のある 20 市中 19 位、議員は 24 位となっている。

本審議会の議論においては、2 年前に改定しているので、議員報酬は据置きが妥当であるという意見、議員報酬の全国平均と比較しても高い水準になっており、直近で改定されているので据置きが妥当であるという意見、労働者の立場からすると、前回引き上げたから今回は引き上げなくて良いという考え方は少し違うと思うなどの意見があった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、議員の報酬の額については、据置きとすることが適当であるとの意見集約に至った。

## (2) 議会の議員の期末手当の支給月数について

議会の議員の期末手当の支給月数については、令和 5 年度に設置された本審議会において、一般職職員の特別給（期末・勤勉手当）については、その時々の社会経済情勢を的確に捉えた東京都人事委員会勧告を勘案して改定しており、このことを踏まえると、議会の議員の期末手当の支給月数について、市長、副市長及び教育長と同様、

一般職職員の特別給（期末・勤勉手当）に準じて決定することは適当であるものの、一定期間ごとに本審議会で審議、検討を行うことは必要である、とされたところである。

それを受け、本審議会の議論においては、期末手当の支給月数について、財政状況を踏まえて支給月数を決定しても良いのではないかという意見、財政状況が極端に悪化していないのであれば現状維持で良いという意見、東京都人事委員会勧告を勘案し、各自治体が東京都に準拠して支給月数を決定するのは疑問があるという意見があった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、議会の議員の期末手当の支給月数については、一般職職員並びに市長、副市長及び教育長の特別給の支給月数と同じ支給月数とすることが適当であるものの、引き続き一定期間ごとに本審議会で審議、検討を行うことは必要であるとの意見集約に至った。

### **(3) 政務活動費の額について**

政務活動費については、制度の透明性を確保する仕組づくりが求められており、羽村市議会においては、政務活動費の報告書に領収書の添付を義務付け、公式サイトにおいて公表するなど透明性が確保されている。

執行状況は会派によりばらつきはあるものの、全体の執行状況は、近年 60%から 70%程度の執行率である。

本審議会の議論においては、領収書等の添付や残余金の返還など、適正な執行や透明性の確保がされているため、減額して議員活動を制限することのないよう、現状維持が妥当であるという意見、政務活動費の内訳について、内容を詳らかにした上で、現状維持が妥当であるという意見、会派により執行状況が異なり、平均すると執行率は 70%程度であるため、執行率を踏まえると減額することが妥当であるという意見があった。

こうした意見を踏まえ慎重に審議した結果、現行の額から引き下げることが適当であるとの意見集約に至った。

引下げの割合については、執行率に合わせて 30%とした場合、議員活動を制限することにつながる可能性があるため、15%程度の引下げとして、月額 12,500 円が妥当であるとの意見集約に至った。

なお、財政状況を勘案して政務活動費を使用しない会派もあることであるが、有効に使用してほしいという意見があった。

### 3 結論

前述のとおり活発な審議を進め、総合的に判断した結果、諮問された事項について次のとおりの結論に至った。

#### (1) 特別職の給料及び報酬の額について

① 市長、副市長及び教育長の給料の額について  
現行の額を据え置くこと。

#### ② 議会の議員の議員報酬の額について

現行の額を据え置くこと。

#### (2) 議会の議員の期末手当の支給月数について

一般職職員の特別給（期末・勤勉手当）に準じて決定すること。

また、一定期間ごとに本審議会に諮って決定することが適当である。

#### (3) 政務活動費の額について

政務活動費の額は、会派の所属議員一人あたり月額12,500円が妥当である。

### 4 付帯意見

人口減少や市内企業の動向等により税収も変化するため、今後の財政を見通すことは非常に難しいところであるが、特別職の報酬等の審議に当たっては、合理的に判断するための基準のようなものが必要である。このため、次回設置される審議会においては、今後の歳入歳出の見通しがわかるデータや資料の提供を望むものである。

今回、議員報酬については、様々な角度から検討した中で、人口一人当たりの負担額という観点から他市と比較すると、羽村市の市民一人当たりの負担は重いことがわかった。

本審議会の所掌事項ではないが、人口に見合った適正な議員数となっているのか、議員定数のあり方についても議論が必要であると考える。

今後も厳しい財政状況が続くことが予想されるため、引き続き、行財政全般にわたる改革に取り組むことを期待する。

## 審議に使用した主な資料

### 【特別職報酬（給料）の状況】

- ① 羽村市特別職の報酬等の改定状況
- ② 26市特別職報酬等一覧表（市長～議員）
- ③ 西多摩地区の特別職報酬（給料）月額
- ④ 26市特別職報酬等比較（対市長給料月額）

### 【市の財政状況】

- ① 26市の人口・財政状況（人口・決算額等）
- ② 26市の人口・財政状況（市債残高・積立金残高）
- ③ 令和6年度市民一人当たり市債残高・積立金残高（グラフ）

### 【職員人件費の状況】

- ① 羽村市職員の給料等の推移
- ② 人事院勧告（国）の推移
- ③ 東京都人事委員会勧告の推移
- ④ 東京都最低賃金の推移
- ⑤ 消費者物価指数

### 【政務活動費の状況】

- ① 26市の議員数・政務活動費額
- ② 西多摩の議員数・政務活動費額
- ③ 令和6年度会派別政務調査費交付状況